

「公的統計データの二次的利用」について

平成26年 8月21日

総務省 政策統括官(統計基準担当)付
統計企画管理官

- 目次:
1. はじめに (P.1)
 2. 調査対象の秘密保護について (P.2)
 3. 「公的統計データの二次的利用」の概要 (P.6)

制度導入の経緯(P.6)、利用形態の種類(P.8)、主な利用要件(P.10)、 オーダーメイド集計及び匿名データの手数料(P.11)、 利用可能な統計調査数、利用件数(P.12)

 4. おわりに (P.18)

1. はじめに

「公的統計データの二次的利用」とは

統計調査により集められた情報を、既存の調査結果(集計表・報告書等)のほかに、秘密の保護を図った上で新たな統計作成や統計的手法を利用した学術研究等のために活用するもの

□「目的外利用禁止の原則」と「二次的利用の意義」

- 公的な統計調査によって集められた情報は、調査対象の秘密の保護及び統計調査に対する国民の信頼確保のため、原則としてその行った統計調査の目的に沿った利用(一次利用)のみが認められており、それ以外の利用は禁止されている。(統計法第40条)
- 一方、当初の統計調査の目的以外での統計データの利用(新たな統計作成や学術研究等への活用)が公益に資する場合もあり、統計法で定める特別の場合には例外的に二次的な利用が認められる。(統計法第3章「調査票情報等の利用及び提供」(第32条～第38条))

□二次的利用のメリット

- 調査実施者以外の者による、統計データを活用した学術研究等が可能
- 新たに統計調査を行う必要性が減り、調査実施者・調査対象の負担軽減

2. 調査対象の秘密保護

基本理念(統計法第3条第4項)

公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

第39条・・・調査票情報等の適正管理義務

第40条・・・調査票情報の利用制限

第41条・・・業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密の守秘義務

第42条、第43条・・・調査票情報等の提供を受けた者の適正管理義務、守秘義務

第57条・・・守秘義務違反等に関する罰則

第59条、第61条3号・・・調査票情報・匿名データ等の不正利益目的提供・盗用に関する罰則

⇒ 個人情報等は、統計法により厳重に保護

【参考】・公的統計とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計をいう。(統計法第2条第3項)

・統計法第3条に規定する公的統計の基本理念

- ①行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下、体系的に整備
- ②適切・合理的な方法で、中立性・信頼性が確保されるように作成
- ③広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるように提供
- ④作成に用いられた個人・法人等に関する秘密保護

2

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外(統計法第52条)

統計目的で収集・保有される各種情報に含まれる個人情報については、行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の規定の適用を除外する旨を規定

□行政機関個人情報保護法等の適用除外とする理由

- 集計後は統計処理され、個人を識別されない形で利用・提供される特殊性
- 統計上の目的以外での調査票の使用を厳しく制限しているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律を統計法において整備

3

【参考】国連の「公的統計の基本原則」

□原則6

統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人に関するものであれ、法人に関するものであれ、嚴重に秘匿されなければならない、統計目的以外に用いてはならない。

□国連の「公的統計の基本原則」とは、

前文と10の個別原則からなるもので、世界の全ての国々の政府統計部局が、公的統計を作成する際に遵守すべき国際的な基準として、1994年に国連統計委員会において採択された。

その後、2013年2月の同委員会において、前文の改定が行われ、さらに、翌2014年1月の国連総会にて決議された。

我が国でも、平成18年6月に統計制度改革検討委員会(内閣府)が取りまとめた「統計制度改革検討委員会報告」の中で、この原則が取り上げられているなど、我が国の統計法や統計行政にもこれらの原則の主旨が取り入れられている。

※「公的統計の基本原則」の全文は、総務省HPを参照

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/gensoku.html

4

【参考】政府統計統一ロゴタイプ

□ポイント



<デザインコンセプト>

- 日本列島と日章旗をイメージ
(国の統計調査であることを認識しやすい)
- 棒グラフをイメージ
(統計であることを認識しやすい)

- 国民の皆様が統計調査に安心して回答できる環境整備の一環として、平成23年10月18日に、約1,100点の応募の作品の中から総務大臣が決定(商標登録により保護)
- 国の統計調査であること、秘密の保護に万全を期していることを証明するマーク
- 使用基準(各府省申合せ)に基づき、平成24年4月から、国の統計調査の調査票や広報資料などに使用
- 国の統計調査においては、(ロゴタイプの制定以前から)以下の旨を調査票等に明記

この調査は、統計法に基づく国の統計調査です。
お答えいただいた内容につきましては、固く秘密を守り、統計の目的以外には使用いたしません。
事実をありのままにご回答くださいますようお願いいたします

5

3. 「公的統計データの二次的利用」の概要

制度導入の経緯

□旧・統計法(昭和22年3月制定、同年5月施行)

- 統計調査により集められた情報について、当初の目的外での利用(新たな統計作成や公的な学術研究等への活用)が例外的に可能であったが、利用範囲について法令上規定なし。また、指定統計(重要性が特に高いと位置付けられているものであり、現在の基幹統計に相当。)の場合、総務大臣の承認と公示が必要

60年ぶり
の大改正！



・統計法制度に関する研究会(総務省)
・統計制度改革検討委員会(内閣府)

□新・統計法(平成19年5月改正、平成21年4月施行)

- 新たな利用形態(「オーダーメイド集計」及び「匿名データ」)を追加
- 過去の運用を踏まえ、利用範囲を法令上明記。また、総務大臣の承認ではなく、各統計調査の実施者(各府省等)自らの責任と判断による利用が可能

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ！
一般の者も含め、統計調査で収集された情報をより幅広く活用！

6

【参考】「統計法の目的」規定

旧・統計法(第1条)

この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。

新・統計法(第1条)

この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

7

利用形態の種類

□調査票情報(統計法第2条第11項)

- 統計調査により集められた情報
- 統計調査の回答内容とほぼ同じ情報を有する。(氏名・住所等の情報が削除されていたり、具体的な回答内容が分類化・コード化されている場合あり。)
- 二次的利用の際は、提供するデータ項目や利用者は必要最小限の範囲に限定
- 情報セキュリティの徹底のためオンサイト利用(管理者が指定する場所・機器によりデータ分析を行うもの)の導入を検討中

□委託による統計の作成等(いわゆる「オーダーメイド集計」)

(統計法第34条)

- 利用者からの委託(オーダー)を受けて、利用者の分析目的に対応した集計表を新たに作成するもの

8

□匿名データ(統計法第35条、第36条)

- 調査客体が特定されないようにするため、個体識別情報を削除するなどの加工処理(匿名化措置)を施したデータ
- 匿名化措置の例
 - ・個体を直接識別できる情報(氏名・会社名、調査区番号等)の削除
 - ・様々な属性(年齢、年収 等)に関する詳細な情報の大くくり化(グルーピング、トップコーディング等)
 - ・特異なデータの削除(世帯員が多数の世帯 等)
 - ・リサンプリング(すべてのデータではなく、抽出された一部の調査対象の情報のみを提供)
- 匿名化措置に当たっては、安全性(調査客体の匿名性)に加え、データ分析の有用性にも配慮
- 各府省等では、外部有識者を交えた研究会等により匿名データの作成方法の検討を重ねるとともに、さらに、基幹統計調査(重要性が特に高いと位置付けられているもの)に係る匿名データの作成方法については、統計委員会(内閣府)において審議

9

主な利用要件

利用形態	根拠	利用できる者	利用目的
①調査票情報の二次利用	法第32条	調査を実施した各府省等(行政機関、独法等)自身が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
②調査票情報の提供	法第33条第1号	公的機関(行政機関等+会計検査院、地方独法等)が利用する場合	統計の作成 統計的研究
	法第33条第2号	公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者	
		公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者	
③オーダーメイド集計	法第34条	一般の者	
④匿名データ	法第35条、法第36条	※公益性のあることが条件 ・学術研究等の目的に限定 ・研究成果の公表義務 ※有料(法第38条) ・手数料(実費を勘案し設定)を納付	

※ 地方公共団体が行う統計調査に係る調査票情報の二次的利用については、条例に基づき行われる。

10

オーダーメイド集計及び匿名データの手数料

○オーダーメイド集計

- ① 作業時間に応じた料金(単価:5,900円/時間)
- ② 提供用媒体の額
CD-R 1枚につき100円
DVD-R 1枚につき120円
- ③ 送付に要する費用

○匿名データの提供

- ① 依頼1件につき1,850円
- ② 匿名データファイル1ファイルにつき8,500円
- ③ 提供用媒体の額
CD-R 1枚につき100円
DVD-R 1枚につき120円
- ④ 送付に要する費用

受益者負担

利用者は手数料を支払う

※ オーダーメイド集計の統計成果物を電子メールで受け取る場合は、媒体費用や送料は不要。
ただし、匿名データについては、情報セキュリティ上の観点から、電子メールでの受け渡しは行っていない。

11

利用可能な統計調査数、利用件数

利用可能な統計調査数

区 分	オーダーメイド集計	匿名データ
平成 21年度	7(19)	4(13)
平成 22年度	21(93)	4(13)
平成 23年度	24(126)	6(34)
平成 24年度	25(163)	6(36)
平成 25年度	26(203)	7(40)
平成 26年度(予定)	26(239)	7(41)

利用者ニーズを踏まえつつ
技術的に可能なものから
順次提供

国勢調査の匿名データ

平成12年調査-25年12月提供開始
平成17年調査-26年 3月提供開始

※ 各府省が実施する統計調査のほか、日本銀行が実施する統計調査を含む。

※ ()は、1年次分ごとにカウントした場合の数。

※ 調査票情報については、統計調査を実施した府省が個別に提供の可否を判断しているため、記載していない。
(原則として、結果を公表済している統計調査は全て対象)

※ 平成26年度については、平成26年4月時点の予定であり、増減があり得る。

12

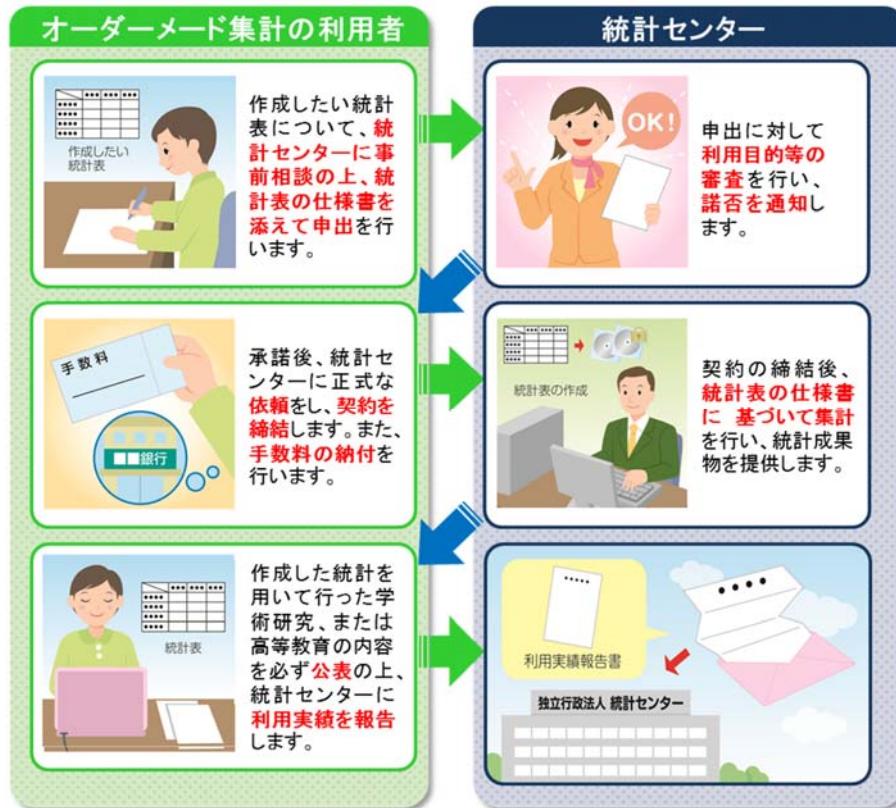
利用件数

区 分	調査票情報の提供	オーダーメイド集計	匿名データ
平成 21年度	54	4	20
平成 22年度	133	12	38
平成 23年度	148	10	33
平成 24年度	169	19	32
平成 25年度	244	13	41
累 計	748	58	164

※ 「調査票情報の提供」の利用件数は、法第33条第2号に基づくもの(研究者等が利用する場合)のみであり、同条第1号に基づくもの(公的機関が利用する場合。平成25年度実績:約2,500件)は含まない。

13

【参考】オーダーメイド集計の提供の流れ



出典：(独)統計センターHP

注：(独)統計センターのほか、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、日本銀行の相談・提供窓口においてサービス実施中

14

【参考】オーダーメイド集計を利用した研究事例

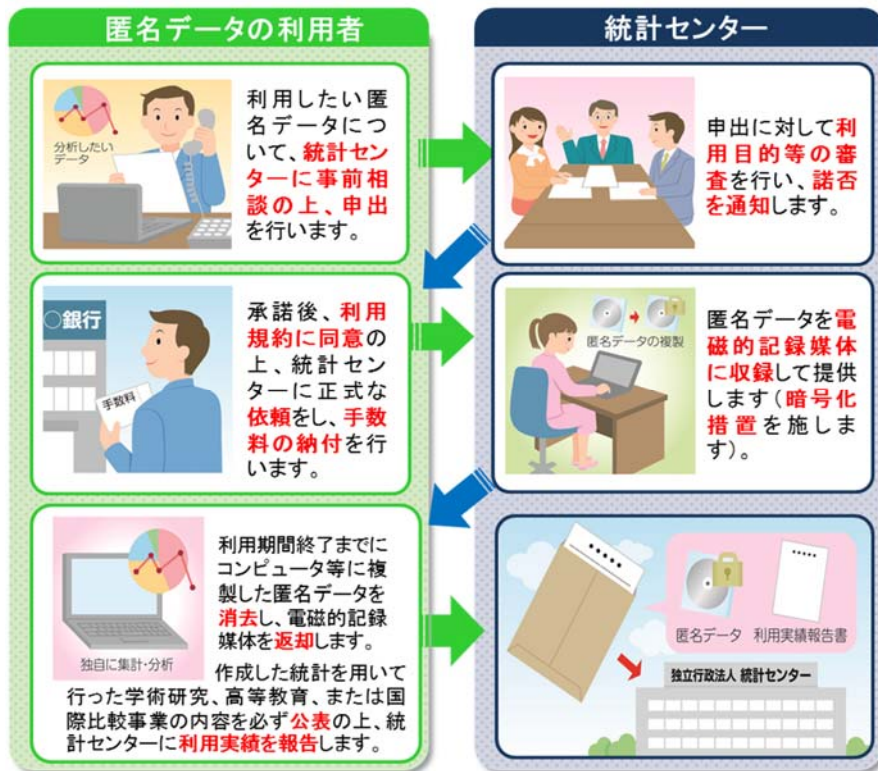
調査名	研究の名称
国勢調査	2005年国勢調査にみる在日外国人女性の結婚と仕事・住居
	2005年国勢調査にみる外国人の教育
	2005年国勢調査にみる在日外国人の仕事
	Access to childcare and the employment of women with preschool-aged children in Tokyo
	看護人材の就業率の推移
	地域別経済指標に基づくSDモデルの開発
	在日外国人の仕事
	家族・ジェンダーからみる在日外国人
	在学率と通学率から見る在日外国人青少年の教育
エリア・サンプリングにおける問題点	
全国消費実態調査	新・家計消費論
就業構造基本調査	近年における都道府県別貧困率の推移について

論文等：<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>

出典：(独)統計センターHP

15

【参考】匿名データの提供の流れ



匿名データの利用に関するFAQ : <http://www.nstac.go.jp/services/faq-anonymity.html>

出典：(独)統計センターHP

注：(独)統計センターのほか、厚生労働省の相談・提供窓口においてサービス実施中

16

【参考】匿名データを利用した研究事例

統計調査名	研究の名称
社会生活基本調査	正規雇用者における平日の労働時間と休息時間
	生活行動からみる高齢者の行動特性について
	子供のいる世帯における夫と妻の2次活動時間の差異について
	趣味・娯楽活動の時間について
	個人・世帯属性と行楽・観光旅行行動の関係
全国消費実態調査	等価尺度の推計と比較—消費上の尺度・制度的尺度・OECD尺度
	所得格差変動の年齢階級別要因分解
全国消費実態調査 住宅・土地統計調査	持家取得における既婚女性の就業の役割
就業構造基本調査	転職経験および転職理由と転職希望意識との関連について
	若年者就業率における賃金弾力性の推定
	女性事務職の賃金と就業行動 —男女雇用機会均等法施行後の三時点比較—
	税負担と労働供給
	若者の有業・無業状態における属性の考察
女性の働き方と少子化に関する考察	
就業構造基本調査 全国消費実態調査 社会生活基本調査	一橋大学大学院経済学研究科「演習」(労働経済学Ⅰ) ※高等教育目的

出典：(独)統計センターHP

論文等 : <http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>

17

【参考】統計委員会における審議の概要 (国勢調査の匿名データの例)

□審議経過

- 平成24年10月26日 統計委員会への諮問
- 平成24年11月15日 匿名データ部会 審議①
- 平成24年12月 7日 匿名データ部会 審議②
- 平成24年12月25日 匿名データ部会 審議③
- 平成25年 1月31日 匿名データ部会 審議④
- 平成25年 2月15日 統計委員会から答申

18

□答申の概要

● 計画の適否等

調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性が概ね確保されると認められることから適当。ただし、以下の指摘事項については修正が必要。

- ・ レコードのサンプリング・・・世帯の種類によって抽出単位が異なることから、分析等において支障が生じないように利用者に対して利用上の注意を示す必要。また、匿名データによる統計と公表統計の結果の比較など利用者の利便性向上を図る必要
- ・ 出現頻度が低い又は特徴的な値があるレコードを含む世帯の削除・・・年齢差が45歳以上の親と子を削除することについては、親の性別によって分布が大きく異なっていることから、親の性別によって対象とする年齢差を変えることとし、男親については、年齢差を55歳以上に引き上げる必要
- ・ 産業項目の再編・・・「農業」、「林業」、「漁業」については、これらを統合したとしても秘匿が不十分な場合があることから、特定化の危険性が高いレコードを含む世帯の削除による匿名性の確保が必要

等

● 今後の課題

- ・ トップコーディングを行う高齢者の年齢の上限値(85歳以上)の検討
- ・ 複数の匿名データの作成の可能性に関する検討

4. おわりに

- 公的統計においては、通常の調査結果(集計表・報告書等)の公表に加えて、公益的な研究分析に活用するため「二次的利用」制度を創設し、その拡充を図っているところ
- 昨今のITの進展は、「公共データの民間開放」(オープンデータ)への国民の期待を高めるとともに、一方で、情報漏えいリスクが増大
- 統計データの一層の有効活用のためには、通常の調査結果の公表の充実とともに、オンサイト利用の導入を始め、国民の不安への配慮や秘密の保護に万全を期しつつ、利用者ニーズとその有用性及び行政コスト等勘案し、「二次的利用」の取組を進めていくことが必要

【参考】 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」

<http://www.e-stat.go.jp>

「二次的利用」の解説HP(公的統計調査の調査票情報等の学術研究等への活用)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2jiriyou.htm

「二次的利用」に係る統計法令の規定

統計法（抄）

平成19年5月23日 法律第53号

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4～10（略）

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かななければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等）に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 (略)

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

統計法施行令（抄）

平成 20 年 10 月 31 日 政令第 334 号
最終改正 平成 26 年 8 月 6 日 政令第 273 号

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の届出をしなければならない独立行政法人等及び当該届出の手續）

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 （略）

（事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等）

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。

（手数料の額等）

第十三条 法第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 法第三十四条の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに五千九百円
- 二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイからニまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額
 - イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円
 - ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格×六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円
 - ハ 光ディスク（日本工業規格×〇六〇六及び×六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円
 - ニ 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円
- 三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

2 法第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 請求一件につき千八百五十円
- 二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられ

た匿名データの集合物の一につき八千五百円

三 匿名データの提供に関する次のイからハまでに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前項第二号ロのフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 一枚につき五十円

ロ 前項第二号ハの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ハ 前項第二号ニの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

四 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求める場合に限り。）

3 前二項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙をはって納付しなければならない。

一 特許庁長官に対し、法第三十四条の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条の規定による匿名データの提供を求める場合

二 前二項の手数料の納付を現金であることが可能である旨を行政機関の長（特許庁長官を除く。）が官報で公示した場合において、当該手数料を当該行政機関に対し現金で納付する場合

三 法第三十八条第一項の規定により受託独立行政法人等に対し手数料を納付する場合

統計法施行規則（抄）

平成 20 年 12 月 16 日 総務省令第 145 号

最終改正 平成 24 年 7 月 9 日 総務省令第 67 号

（調査票情報の提供を受けることができる者）

第八条 法第三十三条第一号の総務省令で定める者は、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

（調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第九条 法第三十三条第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 行政機関等又は前条に規定する者（次号及び第十五条第三号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第十一条 法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

- 一 委託申出者（委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生

年月日及び住所

- 二 委託申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所
 - 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 - 四 統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項
 - 五 委託に係る統計の作成等の内容
 - 六 統計成果物の利用目的
 - 七 前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項
- 2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類
 - 三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面
- 3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十三条 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、当該学術研究の成果又は教育内容の概要その他の統計成果物を利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当

該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第六号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等の同意を得たときは、この限りでない。
- 3 統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

(利用実績報告書の公表)

第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
- ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
- ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
- ロ 提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要の調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

- (1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
- (2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

(匿名データの提供に係る手続等)

第十六条において読み替えて準用する第十一条 提供依頼申出者は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供依頼申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下第十六条において準用するこの条から第十三条までにおいて同じ。）が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下第十六条において準用するこの項及び次項において「法人等」という。）であるときは、その代表者又は管理人）の氏名、生年月日及び住所

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十六条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十五条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

2 提供依頼申出者は、第十六条において準用する前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供依頼申出書等」という。）に記載されている提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する第一項の規定により提出された提供依頼申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認

めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

第十六条において読み替えて準用する第十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

- 2 第十六条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による依頼書に、当該通知を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他当該行政機関の長又は届出独立行政法人等が必要と認める書類を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。
- 3 第十六条において準用する前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

第十六条において読み替えて準用する第十三条 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究、教育又は国際比較が終了したとき（国際比較を行う場合であって、提供依頼申出者が国際比較統計等の提供を行う場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間を経過したとき及び終了したとき）は、遅滞なく、当該学術研究の成果、教育内容の概要、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況その他の匿名データを利用した実績に関する事項を記載した総務大臣が告示で定める様式による利用実績報告書を当該匿名データの提供を行った行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出するものとする。

- 2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置をとるものとする。
- 3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果、教育内容、国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表するものとする。この場合において、国際比較統計等の提供の状況を公表するときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等が定める期間ごとに、公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第十六条において読み替えて準用する第十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第十六条において準用する前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

**委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る
依頼書等の様式を定める件**

平成 21 年 9 月 30 日 総務省告示第 457 号

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、統計法（平成十九年法律第五十三号）、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）及び統計法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(委託申出書に記載する事項)

第二条 規則第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 統計の作成等の処理内容に係る仕様

ニ 統計成果物の直接の利用目的が学術研究目的である旨

ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間

ヘ 学術研究の成果を公表する方法

ト 統計成果物の提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由

チ イからトまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

二 規則第十条第二号に該当する申出次に掲げる事項

イ 前号イ、ロ、ハ及びトに掲げる事項

ロ 統計成果物の直接の利用目的が高等教育目的である旨

ハ 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的、内容及び実施期間並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性及び方法

ニ 授業科目の実施結果を公表する方法

ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

(提供依頼申出書に記載する事項)

第三条 規則第十六条において準用する同令第十一条第一項第七号の総務大臣が告示で定める事項は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 規則第十五条第一号に該当する申出次に掲げる事項

イ 提供依頼申出者（提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）の所属、職名及び連絡先

ロ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の所属、職名及び連絡先

ハ 提供を受ける匿名データのファイル（統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長又は届出独立行政法人等によってまとめられた匿名データの集合物）の

数

- ニ 匿名データの直接の利用目的が学術研究目的である旨
 - ホ 学術研究の名称、必要性、内容及び実施期間
 - ヘ 匿名データを利用する方法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容
 - ト 学術研究の成果を公表する方法
 - チ 匿名データを取り扱う者の全員の氏名、所属及び職名
 - リ 匿名データの提供を受ける方法及び年月日並びに当該年月日を希望する理由
 - ヌ 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある我が国の匿名データ又は調査票情報の名称、年次その他の当該匿名データ又は調査票情報を特定するために必要な事項
 - ル イからヌまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項
- 二 規則第十五条第二号に該当する申出次に掲げる事項
- イ 前号イ、ロ、ハ、ヘ、チ、リ及びヌに掲げる事項
 - ロ 匿名データの直接の利用目的が高等教育目的である旨
 - ハ 匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間
 - ニ 授業科目の実施結果を公表する方法
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項
- 三 規則第十五条第三号に該当する申出次に掲げる事項
- イ 第一号イ、ロ、ハ、チ、リ及びヌに掲げる事項
 - ロ 匿名データの直接の利用目的が国際比較統計等の提供である旨（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）
 - ハ 匿名データを用いて行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間
 - ニ 匿名データを利用する方法及び期間
 - ホ 匿名データを利用して作成する統計等の内容（提供依頼申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）
 - ヘ 国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法
 - ト 外国政府等から提供を受けている又は提供を受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称
 - チ 公的機関又は外国政府等から受けている支援（職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等）の内容及び当該支援の提供元の公的機関又は外国政府等の名称
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、行政機関の長又は届出独立行政法人等が特に必要と認める事項

（統計の作成等に係る依頼書の様式）

第四条 規則第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号の申出様式第一号
- 二 第二条第二号の申出様式第二号

(匿名データの提供に係る依頼書の様式)

第五条 規則第十六条において準用する同令第十二条第二項の総務大臣が告示で定める依頼書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第三条第一号の申出様式第三号
- 二 第三条第二号の申出様式第四号
- 三 第三条第三号の申出様式第五号

(利用実績報告書の様式)

第六条 規則第十三条第一項及び同令第十六条において準用する同令第十三条第一項に規定する総務大臣が告示で定める利用実績報告書の様式は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 第二条第一号又は第三条第一号の申出様式第六号
- 二 第二条第二号又は第三条第二号の申出様式第七号
- 三 第三条第三号の申出様式第八号

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第34条 学術研究目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

- 1 統計調査の名称及び年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称
- 3 統計成果物を用いる学術研究の名称
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第34条 高等教育目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。

記

- 1 統計調査の名称及び年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究）の名称
- 3 統計成果物を用いる授業科目の名称
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付

イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。また、委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本の法令及び契約に従って誠実にこれを履行するとともに、委託申出書に記載した利用目的以外の利用は行いません。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法（平成19年法律第53号）第36条 学術研究目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる学術研究の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

(統計法（平成19年法律第53号）第36条 高等教育目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

(署名又は記名押印)

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

1 匿名データの名称、年次等、ファイル数

2 匿名データを用いる授業科目の名称

3 提供希望年月日

4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日

5 手数料の額

6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

依頼書

（統計法（平成19年法律第53号）第36条 国際比較目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

（署名又は記名押印）

年 月 日 付け 号の通知に係る 年 月 日 付けの提供依頼
申出書のとおり、統計法第36条の規定に基づき、下記に係る匿名データの提供を依頼し
ます。

記

- 1 匿名データの名称、年次等、ファイル数
- 2 匿名データを用いる事業の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法

ア 収入印紙による納付 イ 行政機関、届出独立行政法人等、受託独立行政法人
等があらかじめ定めるア以外の方法

上記についての詳細は、年 月 日 付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおりです。
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、日本国の法令及び
が定める匿名データに係る利用条件に従って誠実にこれを履行します。

（収入印紙貼付欄）

所定の金額の収入
印紙を貼り、消印
しないこと

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（学術研究目的関係）

年 月 日

殿

所屬及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

（署名又は記名押印）

年 月 日 付け { 匿名データの作成等 } に係る依頼書により提供を受けた
{ 統計成果物 } による学術研究が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 提供を受けたものの名称
その他の提供を受けたものを
特定するもの
2. 学術研究の成果の概要

- (1) 学術研究の名称
- (2) 学術研究の実施期間
- (3) 学術研究の成果の概要

※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。

- (4) 学術研究の成果の公表の取扱い
- 論文（名称：）
 - 報告書・書籍（名称：）
 - 学芸・研究会等で発表（名称：）
 - 学会誌等に掲載（名称：）
 - その他 { }

※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。

備考
1 やむを得ない理由により研究が中断した場合など「学術研究の成果の概要」が示せない場合は、該当
欄に中断するまでに実施した研究の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（高等教育目的関係）		年 月 日
殿		
所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail		
（署名又は記名押印）		
年 月 日付け { 委託による統計の作成等の提供 } に係る依頼書により提供を受けた { 統計成果物 } による教育が完了したので、下記のとおり報告します。		
記		
1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの		
2. 教育内容の概要	(1) 授業科目の名称 (2) 授業科目の実施期間 (3) 授業科目の内容の概要	
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。		
(4) 教育内容の公表の取扱い 論文(名称)) 報告書・書籍(名称)) 学会・研究会等で発表(名称)) 学会誌等に掲載(名称)) その他 []		
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。		

備考

- やむを得ない理由により教育が中断した場合など「授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した教育の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

利用実績報告書（国際比較目的関係）		年 月 日
殿		
所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail		
（署名又は記名押印）		
年 月 日付け匿名データの提供に係る依頼書により提供を受けた匿名データによる { 事業が終了 } したので、下記のとおり報告します。 { 事業について一定期間が経過 }		
記		
1. 提供を受けたものの名称 その他の提供を受けたものを特定するもの		
2. 事業の成果の概要	(1) 事業の名称 (2) 事業の実施期間 (3) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要	
※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。		
(4) 匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを併せて行って行った国際比較統計等の提供状況の公表の取扱い		
※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。		

備考

- やむを得ない理由により事業が中断した場合など「匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した事業の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

匿名データの提供（統計法第36条）

■ サービス内容

以下のいずれかの条件に該当した場合、個人情報等の秘匿措置が施され匿名化された調査票情報（匿名データ）の貸与を受け、行政機関等が許可した範囲内において利用することができます。

■ 利用できる者の条件

以下のいずれかの利用目的である場合、利用できます。

- ① 学術研究目的
- ② 高等教育目的
- ③ 国際比較目的

■ 費用

有料です。ファイルの分量に応じた手数料が必要です。各府省等に事前相談し、金額を確認してから申し込むことができます。

■ 利用可能な統計調査／相談・提供窓口

下表をご参照ください。

■ 利用手続

1. 提供窓口へ連絡し事前相談を行い、申出を行う。
2. 通知書が届き、確認の上正式な依頼を行う。
3. 手数料の納付を行う。
4. 依頼した集計表が届く。
5. 利用後、その成果を公表し、匿名データ及び利用実績を提供元に送付する。

■ 備考

- 貸与された匿名データについては返却すること、コンピュータ等に保存した匿名データは完全に消去することが求められます。
- 成果を公表しなければなりません。
- 統計法の規定により適正管理義務及び守秘義務が課せられます。罰則も適用されます。

匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	相談・提供窓口
総務省	国勢調査	平成12年、17年	統計センター
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	〃
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	〃
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	〃
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	〃
	労働力調査	平成元年1月～平成22年12月（月次調査）	〃
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成13年、16年、19年	厚生労働省

※ 提供対象については平成26年度中に開始予定のものを含みます。

相談・提供窓口（オーダーメイド集計・匿名データ）

府省名	担当名	Tel	HPアドレス
財務省	大臣官房総合政策課情報管理係	03-3581-4111（内線2229）	http://www.mof.go.jp/statistics/toukeihou/index.htm
厚生労働省	大臣官房統計情報部企画課審査解析室 委託統計係（オーダーメイド集計）／匿名データ提供係	03-5253-1111 委託統計係（オーダーメイド）（内線7391） 匿名データ提供係（内線7392）	http://www.mhlw.go.jp/toukei/itaku/
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官統計調整班	03-3501-9642	http://www.maff.go.jp/j/tokei/kikaku/order_made/index.html
経済産業省	大臣官房調査統計グループ 統計企画室 二次的利用担当係	03-3501-6631	http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/topics/nijiryoyoukeikaku.html
統計センター	統計情報・技術部 統計作成支援課 利用審査担当	03-5273-1205	http://www.nstac.go.jp/services/archives.html
日本銀行	調査統計局経済統計課統計総務グループ	03-3277-2186	http://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_2014/not140401a.htm

※ 受付期間が通年でない場合があります。詳細については各窓口のHP等でご確認ください。

制度全般に関するお問い合わせは、総務省 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官付 高度利用担当へ
<http://www.stat.go.jp/index/seido/2jiriyou.htm> / E-mail s-2jiriyou@soumu.go.jp / Tel 03-5273-1019

統計データの 学術研究等への活用

3種類の方法があります。
ご希望に応じて各担当窓口にご相談ください。

国の統計調査の結果については、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」を通じて広く一般の方にご利用いただいておりますが、このような通常の調査結果の提供に加え、公益性のある学術研究等にご活用いただくため、委託を受けて新たな集計表を作成して提供するサービス（オーダーメイド集計）や調査対象の秘密の保護を図った上で、集計していない個票形式のデータ（調査票情報及び匿名データ）を提供するサービスを行っています。

通常のサービス

調査結果の
公表



※ 政府統計の総合窓口（e-Stat）
<http://www.e-stat.go.jp/>

学術研究等のためのサービス

調査票情報の提供

オーダーメイド集計

匿名データの提供

調査票情報の提供（統計法第33条）

■ 内容

以下のいずれかの条件に該当した場合、調査票情報自体の提供を受け、行政機関等が許可した範囲内において利用することができます。

■ 利用できる者の条件

公益性を有する場合であって、以下の条件のいずれかに該当する場合利用できます。

- ① 公的機関からの公募による補助を受けて行う研究
- ② 公的機関からの委託研究または公的機関との共同研究
- ③ 行政機関等が、政策の企画、立案等に有用であると認める場合、またはその他特別な事由があると認める場合

■ 費用

無料です。

■ 利用可能な統計調査

行政機関等が実施している統計調査であって公表済みのものすべてが対象です。

■ 相談・提供窓口

下表をご参照ください。

■ 備考

- 情報漏えい等事故を防止するため、調査票情報を利用する環境に制限があります。
- 利用後について、提供された情報を完全に破棄することが求められます。
- 統計法の規定により適正管理義務及び守秘義務が課せられます。罰則も適用されます。

オーダーメイド集計（統計法第34条）

■ サービス内容

以下のいずれかの条件に該当した場合、申出者からの委託内容に基づき、新たに作成された統計表の提供を受けることができます。

■ 利用できる者の条件

以下のいずれかの利用目的である場合、利用できます。

- ① 学術研究目的
- ② 高等教育目的

■ 費用

有料です。集計の分量に応じた手数料が必要です。各府省等に事前相談し、金額を確認してから申し込むことができます。

■ 利用可能な統計調査／相談・提供窓口

下表をご参照ください。また、相談・提供窓口の詳細については最終面をご参照ください。

■ 利用手続

1. 提供窓口へ連絡し事前相談を行い、申出を行う。
2. 通知書が届き、確認の上正式な依頼を行う。
3. 手数料の納付を行う。
4. 依頼した集計表が届く。
5. 利用後、その成果を公表し、利用実績を提供元に送付する。

■ 備考

- 調査票情報を直接利用することはできません。
- 成果を公表しなければなりません。

相談・提供窓口（調査票情報の提供）

府省名	担当名	Tel	HP アドレス
人事院	総務課 調整班	03-3581-5311（内線2105）	http://www.jinji.go.jp/toukei/index.htm
内閣府	大臣官房企画調整課	03-3581-3513	http://www.esri.cao.go.jp/
総務省	統計局 調査企画課(二次利用企画担当)	03-5273-1125	http://www.stat.go.jp/index.htm
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課 統計室	03-3592-5430	http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_index2.html
財務省	大臣官房総合政策課 情報管理係	03-3581-4111（内線2229）	http://www.mof.go.jp/statistics/toukei/hou/index.htm
文部科学省	生涯学習政策局 政策課 調査統計企画室 調査調整係	03-5253-4111（内線：2261、2961）	http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/main_b8.htm
厚生労働省	大臣官房統計情報部 企画課 審査解析室	03-5253-1111（内線7383、7384）	http://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/chousahyo.html
農林水産省	統計部 統計企画管理官 統計調整班	03-3501-9642	http://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html
経済産業省	大臣官房調査統計グループ 統計企画室	03-3501-6631	http://www.meti.go.jp/statistics/toppage/list_contact.html
国土交通省	総合政策局 情報政策課	03-5253-8339	http://www.mlit.go.jp/statistics/details/index.html
環境省	総合環境政策局 環境計画課 企画調査室	03-5521-8328	https://www.env.go.jp/doc/toukei/index.html

※ 上記窓口での対応は全般的なお問合せについてとさせていただきます。具体的な相談については各統計調査の実施部課室で対応させていただく場合があります。

オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	相談・提供窓口
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～26年7-9月期	財務省
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～25年度	統計センター
	消費動向調査	平成16年度～25年度（月次調査）	〃
総務省	国勢調査	昭和55年,60年、平成2年,7年,12年,17年,22年	統計センター
	労働力調査	昭和55年1月～平成25年12月（月次調査）	〃
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成25年12月（月次調査）	〃
	住宅・土地統計調査	昭和53年,58年,63年,平成5年,10年,15年,20年	〃
	就業構造基本調査	昭和54年,57年,62年、平成4年,9年,14年,19年,24年	〃
	社会生活基本調査	昭和56年,61年、平成3年,8年,13年,18年,23年	〃
	家計調査	昭和56年1月～平成25年12月（月次調査）	〃
	全国消費実態調査	平成16年、21年	〃
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成25年度	財務省
文部科学省	学校基本調査	平成20年度～24年度	統計センター
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～25年	統計センター
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～23年	厚生労働省
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～25年	〃
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年	〃
	患者調査	平成20年、23年	〃
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年	農林水産省
	漁業センサス	平成15年、20年	〃
	海面漁業生産統計調査	平成19年～25年	〃
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年1月～25年12月（月次調査）	〃
	農業経営統計調査	平成20年～24年	〃
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年～25年調査(平成19年～24年実績)	経済産業省
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～26年3月（月次調査）	統計センター
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月以降の各調査期	日本銀行

※ 提供対象については平成26年度中に開始予定のものを含みます。